

法第4条による土壌汚染の調査とは？

一定規模*以上の土地の形質変更を行おうとする者は、都道府県知事等に対して変更に着手する30日前までに届出をする必要があります。この場合、土地所有者等の所在が明らかとなる書面を提出する必要があります。そして、都道府県知事等が土壌汚染のおそれがあると認めるときは、土地の所有者等に土壌汚染状況調査の実施と結果の報告が命じられます(法第4条第3項)。

なお、届出と併せて、自主的な土壌汚染状況調査の結果を、土地の所有者等全員の同意を得たうえで提出することが可能です(法第4条第2項)。改正法が施行されたことにより、平成30年以降、法第4条の調査結果の提出件数が増加しています(前図)。

*一定規模とは3,000㎡。ただし、有害物質使用特定施設が設置されている土地は900㎡。

法第5条による土壌汚染の調査とは？

都道府県知事等がその土地に健康被害があると認めるときは、土地の所有者等に土壌汚染状況調査の実施と結果の報告が命じられます。

自主的な土壌汚染の調査等を基にした区域指定の申請について(法第14条)

自主的に調査した結果をもって都道府県知事等に区域の指定を任意に申請することができます。なお、土地の所有者等の全員の合意を得ている必要があります。

もっと詳しく知るために

土壌汚染対策法は土壌汚染のおそれのある土地調査や、汚染がみつかったときの措置、汚染土壌を運搬したり処理する場合の対応等のほか、法に基づく調査を的確に行うための措置や、土壌汚染対策を円滑に行うための支援業務について定めています。土壌汚染対策法の詳細は、パンフ



レット「土壌汚染対策法のしくみ」をご参照ください。

<http://www.jeas.or.jp/dojo/business/promote/booklet/01.html>

その他の土壌汚染に関する情報について

土壌汚染対策の円滑な実施を図るため、土壌汚染対策法に基づき指定を受けた日本環境協会には、支援業務を実施するための基金(土壌汚染対策基金)が置かれ、助成金交付、照会・相談・助言、知識の普及・啓発の業務を行っています。

指定支援法人ホームページで業務の紹介をしており、支援業務等に関する情報を入手できます。

<http://www.jeas.or.jp/dojo/>

- ・助成金交付のしくみ、交付条件、手続き、実績など
- ・助成金及び土壌汚染の調査・対策等に関するご相談の受付
- ・セミナー及び相談会の開催情報、各種パンフレットのダウンロード及び冊子の申込み、講師派遣など

公益財団法人 日本環境協会 土壌環境課

〒101-0032 東京都千代田区岩本町1-10-5 TMMビル5階

TEL.03-5829-6894 FAX.03-5829-6190

土壌の調査が必要となるのは？

この資料は、土壌汚染対策法に基づき土壌汚染の調査が必要となるのはどのようなときかということについて、はじめて調査をされる方を対象として説明したものです。

みなさまの土壌汚染の調査に関する理解の一助なれば幸いです。

土壌汚染対策法に基づく指定支援法人
公益財団法人 日本環境協会
Japan Environment Association